

## 高圧ガス保安法等に係る事務の市町への移譲について

平成30年3月  
広島県危機管理監消防保安課

- 高圧ガス保安法等に係る事務については、平成20年4月1日に、県内すべての市町へ事務移譲が完了しました。(実際の事務は、それぞれの市町を管轄する消防本部(局)が行います。)
- 県が行う一部の事務を除き、高圧ガスの製造・消費又は貯蔵所・販売所を設置する等、高圧ガス事業を行う事業者の方や液化石油ガス設備工事を行う事業者の方は、市町を管轄する消防本部(局)に申請・届出等を行ってください。
- **平成30年4月1日より、広島市については県が行う一部の事務を除き、高圧ガス保安法の事務が法定移譲されます。これにより、事務移譲後も県で実施していた**広島市内の容器則の事務は、広島市が実施することとなります。****

### 【高圧ガス保安法等に係る事務の処理機関(概要)】

※法定移譲により、**広島市内の高圧ガス保安法の事務は一部を除き、広島市が行います。**

事務の内容	高圧ガスの製造・消費を行う場所、貯蔵所・販売所を設置等する場所	処理機関	文書の宛先	担当部署	住所及び電話番号	
移譲事務	海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 廿日市市吉和地域	広島市	広島市 消防局長	消防局 予防部 指導課	〒730-0051 広島市中区大手町 五丁目20-12 (082)546-3482	
	呉市	呉市	呉市 消防局長	消防局 予防課	〒737-0051 呉市中央三丁目 1-34 (0823)26-0323	
	三原市 世羅町	三原市	三原市消防長	(三原市内) 消防本部 予防課 (世羅町内) 消防署 北部分署	〒723-0051 三原市宮浦 一丁目22-2 (0848)62-2101 〒723-0015 世羅郡世羅町 大字西神崎878-1 (0847)22-3737	
	尾道市	尾道市	尾道市 消防局長	消防局 予防課	〒722-0051 尾道市東尾道 18-2 (0848)55-9123	
	福山市 府中市 神石高原町	福山地区 消防組合 消防局	福山地区消防 組合管理者	消防局 予防課	〒720-0825 福山市沖野上町 五丁目13-8 (084)928-1192	
	三次市 庄原市	備北地区 消防組合 消防本部	備北地区消防 組合消防本部 消防長	消防本部 予防課	〒728-0012 三次市十日市中 三丁目1-21 (0824)63-1191	
	大竹市	大竹市	大竹市長	消防本部	〒739-0605 大竹市立戸一丁目 2-10 (0827)54-0119	
	東広島市 竹原市 大崎上島町	東広島市	東広島市 消防局長	消防局 予防課	〒739-0021 東広島市西条町助 実1173-1 (082)422-6347	
	廿日市市 (吉和地域を除く)	廿日市市	廿日市市 消防本部消防長	消防本部 予防課	〒738-0033 廿日市市串戸 一丁目9-33 (0829)30-9232	
	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市 消防本部消防長	消防本部 予防課	〒731-0501 安芸高田市吉田町 吉田751-1 (0826)42-0931	
	江田島市	江田島市	江田島市長	消防本部 予防課	〒737-2133 江田島市江田島町 鷺部二丁目16-12 (0823)40-0353	
	府中町	府中町	府中町長	消防本部 予防課	〒735-0022 安芸郡府中町 大通三丁目5-9 (082)286-3119	
	北広島町	北広島町	北広島町 消防本部消防長	消防本部 消防課	〒731-1531 山県郡北広島町 大字春木516 (0826)72-0119	
	その他の事務	県内全域	県	広島県知事	危機管理監 消防保安課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 (082)513-2791

注) 消防本部(局)への申請等手数料の支払いは、現金払いとなります。

※ 不明な点は 〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県危機管理監 消防保安課 危険物・高圧ガスグループ  
(TEL 082-513-2791 ダイヤルイン) までお問合せください。